

山梨県公報

第千五百五十七号

平成十七年

三月二十八日

月 曜 日

目 次

自動車税の収納事務の委託	二〇五
救急病院等の認定	二〇五
自然環境保全地区及び自然記念物の指定の一部改正	二〇六
自然環境保全地区及び自然記念物の指定の解除	二〇六
営業所又は事務所の所在地を確知できない貸金業者(二件)	二〇六
急傾斜地崩壊危険区域の指定(三件)	二〇七
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	二〇八
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二〇八
公共測量の実施	二〇八
公共測量の終了	二〇九
開発行為に関する工事の完了について	二〇九
教育委員会	
山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	二〇九
山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	二一〇
人事委員会	
山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	二一一
職員の苦情の処理に関する規則	二一一
不利益処分についての不服申立に関する規則の一部を改正する規則	二二三
公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	二二三
公安委員会	
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	二二四
山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	二二七

告 示

山梨県公報 第千五百五十七号 平成十七年三月二十八日

山梨県告示第百六十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号 地銀ネットワークサービズ株式会社	委託した自動車税及びその自動車税に関する収納情報のとりまとめ	平成十七年三月三日から平成十八年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	平成十七年三月三日から平成十八年三月三十一日まで
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十七年三月三日から平成十八年三月三十一日まで
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 株式会社デイリーヤマザキ	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十七年三月三日から平成十八年三月三十一日まで
東京都豊島区東池袋四丁目二十六番十号 株式会社ファミリアート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十七年三月三日から平成十八年三月三十一日まで
大阪府吹田市豊津町九番一号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成十七年三月三日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
都留市立病院	都留市つる五丁目一番五十五号

二 認定期間

平成十七年三月二十五日から平成二十年三月二十四日まで

山梨県告示第百六十五号

自然環境保全地区及び自然記念物の指定 昭和五十年山梨県告示第七百四十四号の二の一部を次のように改正する。
平成十七年三月二十八日

二の表中、「新屋山神社の社そつ林」を「新屋山神社の社そつ」に改める。
山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第百六十六号

山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）第十一条第二項で準用する同条例第十条第六項の規定により、次の自然環境保全地区及び自然記念物について指定を解除する。
平成十七年三月二十八日

一 自然環境保全地区

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	区 域
午頭島自然造成地区	韮崎市円野町下円井字上阿原の一部
釜無川自然造成地区	甲斐市竜王および同市西八幡の各一部
利根川自然造成地区	南巨摩郡増穂町大字肴米、同町大字小林、同町大字天神中条、同町大字長沢及び同町大字大柵の各一部（新道橋から国道五十二号線の利根川隧道の下流二百メートルの地点の間の河川敷）

二 自然記念物

名 称 所在地及び生育地

荒川上流のカジカガエルおよび生息地	甲府市平瀬町および黒平町地内（板敷橋から静観橋の間の河川敷）
鷹の巣のチョウゲンボウ生息地	韮崎市穂坂町大字三之蔵および同市韮崎町大字岩下地内
一宮浅間神社のアカマツ林	西八代郡市川大門町大字高田字梅ヶ入三、六九一番地、三、六九二番地の一、三、六九二番地の二、三、六九三番地の一、三、六九五番地の一、三、六九五番地の二及び三、六九六番地の一の各全部
富沢のクマガイソウとササユリ	南巨摩郡南部町大字福土字真篠一、一一七の一番地及び一、一二三の四番地の各一部
新倉の断層	南巨摩郡早川町大字新倉字明川二九一三番内の一 部

山梨県告示第百六十七号

次の貸金業者について、その営業所又は事務所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条の規定により、告示する。なお、この告示の日から三十日を経過しても当該貸金業者からその所在地の申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消すことがある。
平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 商号又は名称 山梨信販
- 二 氏名 三木直人
- 三 主たる営業所の所在地 大月市駒橋二丁目三番三号
- 四 登録番号 山梨県知事（一）第〇〇六七二号
- 五 登録年月日 平成十五年一月八日

山梨県告示第百六十八号

次の貸金業者について、その営業所又は事務所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条の規定により、告示

する。なお、この告示の日から三十日を経過しても当該貸金業者からその所在地の申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 商号又は名称 日本商会
- 二 氏名 戸田清明
- 三 主たる営業所の所在地 甲府市朝日一丁目一番一号
- 四 登録番号 山梨県知事(四)第〇〇五二〇号
- 五 登録年月日 平成十四年十月十三日

山梨県告示第百六十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十五号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
宮ノ花	一	同	同	同	宮ノ花	二五八二
	二	同	同	同	南林	四〇七〇一
	三	同	同	同	同	四〇六九
	四	同	同	同	同	同
	五	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	四〇六八
	七	同	同	同	同	同
	八	同	同	同	宮ノ花	一一五二
	九	同	同	同	同	二五四二
	十	同	同	同	同	二五四三
	十一	同	同	同	同	一一〇〇
	十二	同	同	同	同	二五四五
	十三	同	同	同	同	六二二二
	十四	同	同	同	同	三五二二
	十五	同	同	同	同	二五七三

山梨県告示第百七十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から標柱番号十四号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十四号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域					
	標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
窪長沢	一	同	同	同	家中	四一七
	二	同	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	三九〇二
	四	同	同	同	同	三九〇一
	五	同	同	同	榎木前	三八二
	六	同	同	同	同	同
	七	同	同	同	同	三八六
	八	同	同	同	家中	四〇〇二
	九	同	同	同	同	三九〇二
	十	同	同	同	同	四〇〇二
	十一	同	同	同	同	道路敷
	十二	同	同	同	同	四〇五番地先
	十三	同	同	同	同	四〇九
	十四	同	同	同	同	四一四

山梨県告示第百七十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十七年三月十六日付けで国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 公共測量（平成十六年国道一三九号図化業務）
- 二 作業期間 平成十七年三月十六日から平成十七年三月二十八日まで
- 三 作業地域 都留市田野倉地区

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成十七年三月十八日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 一級水準測量
- 二 作業開始日 平成十六年十月二十八日
- 三 作業終了日 平成十七年三月十六日
- 四 作業地域 甲府市、笛吹市、甲斐市、玉穂町、昭和町及び田富町

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年三月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡玉穂町成島字前田一―九五の三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町布施千七百五十六番地一網倉住宅C 二ノ宮圭輔・二ノ宮真由美

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のよう

に定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 内 藤 いづみ

山梨県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

第一条 教育委員会等が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教育委員会等 山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- 二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二

- 条第一項に規定する電子署名をいう。
- 三 電子証明書 申請等を行う者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

（電子情報処理組織による申請等）
第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、教育委員会の定めるところにより、教育委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び教育委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、教育委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 一 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の

規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち教育委員会が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、教育委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び教育委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 教育委員会等は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規則の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

5 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 教育委員会等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 教育委員会等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第六条 教育委員会等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）
第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第二項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則（昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「又は第二」を、「第二又は第二の二」に、「県内の大学及び養護教諭養成機関を卒業する者が、卒業時に」を、「県内の大学、文部科学大臣が指定する養護教諭養成機関又は栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設に在学中の者が、卒業又は課程の終了時に」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 免許法第六条別表第六の二による単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

栄養教諭一種免許状の場合

第一欄	第	二	欄	第	三	欄
-----	---	---	---	---	---	---

在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	第二欄に掲げる科目の最低修得単位数
三	32	2	6	40
四	28	2	5	35
五	24	2	4	30
六	20	2	3	25
七	16	1	3	20
八	12	1	2	15
九	8	1	1	10

第二十一条第二項中「第二十九項」を「第三十一項」に、「第三十項」を「第三十二項」に改める。

第一号様式の三中

	中学校 養護学校	高等学校 養護教諭			
			中学校 養護学校	高等学校 養護教諭	栄養教諭

に「(中学校・高等学校・養護学校・養護教諭用)」を「(中学校・高等学校・養護学校・養護教諭・栄養教諭用)」に改める。

附則

養護学校・養護教諭・栄養教諭用)」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(趣旨)

第一条 人事委員会が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。)(第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

- 二 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、人事委員会の定めるところにより、人事委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書と併せてこれ

を送信し、及び人事委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。ただし、人事委員会の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 第一項の申請等を行う者は、人事委員会の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び人事委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 人事委員会は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、申請等を行う者に係る第二項に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した規則の規定にかかわらず、申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めている書面の提出を省略させることができる。

5 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）
第四条 人事委員会は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（電磁的記録による縦覧等）
第五条 人事委員会は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、人事委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）
第六条 人事委員会は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調整する方法により作成等を行うものとする。
（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第二項に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

職員の苦情の処理に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

職員の苦情の処理に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第一項第十一号に規定する職員の苦情を処理することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（人事委員会に対する苦情相談）

第二条 職員（離職した職員を含む。第四条第一項において同じ。）は、人事委員会に対し、文書又は口頭により勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談（相談員）

第三条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうち、事務局長及び苦情相談に係る問題解決のために特に必要があると認める者を苦情相談を受けて処理する者（以下「相談員」という。）として指名する。

（事案の処理）

第四条 相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとして認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、不利益処分についての不服申立に関する規則（昭和二十六年山梨県人事委員会規則第五号）第六条第一項の規定による受理、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成六年山梨県人事委員会規則第七号）第五条第一項の規定による受理又はその他解決手段が選択されたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

（調査）

第五条 相談員は、申出人、当該申出人の所属する任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により相談員から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

（記録の作成等）

第六条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第七条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第八条 任命権者は、相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（人事委員会及び各任命権者の協力）

第九条 人事委員会は、各任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（実施細目）

第十条 この規則の実施に際して必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和二十六年山梨県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（再審の請求期間に関する経過措置）

2 この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第十五条第二項の規定は、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第十五条第二項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

山梨県人事委員会規則第十号

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十八号を次のように改める。

三十八 山梨県商工会連合会

別表中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中、「山梨県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）」を「音楽隊」に改める。

第四条の二第一項中「山梨県警察監査室（以下「監査室」という。）」を「監査室」に改める。

第六条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 個人情報保護の保護に関すること。

第六条の二第一項中「山梨県警察企画室（以下「企画室」という。）」を「企画室」に改める。

第六条の三第一項中「山梨県警察犯罪被害者対策室（以下「犯罪被害者対策室」という。）」を「犯罪被害者対策室」に改める。

第六条の四第一項中「山梨県警察文書管理室（以下「文書管理室」という。）」を「文書管理室」に改め、同条第二項中「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第八条の四第一項中「山梨県警察照会センター（以下「照会センター」という。）」を「照会センター」に改める。

第九条中「生活保安課」を「少年課」に改める。

第十条第七号中「防犯連絡所の運営」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」に改め、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十五号を削り、同条第十六号中「ハイテク犯罪対策」を「サイバー犯罪対策」に改め、同条を同条第十三号とし、同条中第十九号を第二十五号とし、第十八号を第二十四号とし、第十七号を第二十三号とし、第十三号の次に次の八号を加える。

十四 銃砲刀剣類及び火薬類の許可に関すること。

十五 銃砲刀剣類及び火薬類の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属する

ものを除く。）。

十六 経済及び密貿易関係事犯の取締りに関すること。

十七 保健衛生及び生活関係事犯の取締りに関すること。

十八 公害事犯（交通公害事犯を除く。）の取締りに関すること。

十九 射撃場及び射撃指導員並びに銃砲保管業者の指導に関すること。

二十 核燃料物質等の運搬届出の指導等に関すること。

二十一 保安関係機関・団体との連絡調整に関すること。

二十二 部内の他の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

第十条の二及び第十條の三を次のように改める。

（生活安全対策室）

第十条の二 生活安全企画課に生活安全対策室を附置する。

2 生活安全対策室においては、前条第一号から第五号まで、第七号、第十二号、第十三号及び第二十三号に掲げる事務をつかさどる。

（生活安全捜査室）

第十条の三 生活安全企画課に生活安全捜査室を附置する。

2 生活安全捜査室においては、第十條第十号、第十一号、第十五号から第十八号まで及び第二十二号に掲げる事務をつかさどる。

第十一条の二第一項中「山梨県警察通信指令室（以下「通信指令室」という。）」を「通信指令室」に改める。

第十一条の三第一項中「山梨県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）」を「鉄道警察隊」に改める。

第十一条の四第一項中「山梨県警察航空隊（以下「航空隊」という。）」を「航空隊」に改める。

第十一条の五及び第十一条の六を次のように改める。

（少年課）

第十一条の五 少年課においては、次の事務をつかさどる。

一 少年の非行の防止に関する企画及び対策に関すること。

二 少年の補導に関すること。

三 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。

四 少年相談に関すること。

五 少年関係機関・団体との連絡調整に関すること。

六 少年犯罪の捜査に関すること。

七 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

八 少年の有善環境の浄化・取締りに関すること。
 九 少年に関する暴力団の影響の排除に関すること。
 (少年サポートセンター)

第十一条の六 少年課に少年サポートセンターを附置する。

2 少年サポートセンターにおいては、前条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第十二条中「国際対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。

第十三条の第二項中「山梨県警察機動捜査隊」を「機動捜査隊」に改める。

第十三条の第三号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第十三条の四及び第十三条の五を次のように改める。

(組織犯罪対策課)

第十三条の四 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

一 暴力団対策に関すること。

二 麻薬、覚せい剤、大麻等薬物事犯の取締りに関すること。

三 けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

四 組織犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

五 組織犯罪捜査に関する情報収集、分析及び管理に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

六 国際犯罪の捜査及び外国人犯罪対策に関すること。

七 国際捜査共助に関すること。

八 所管する公益法人の指導及び監督に関すること。

(組織犯罪捜査室)

第十三条の五 組織犯罪対策課に組織犯罪捜査室を附置する。

2 組織犯罪捜査室においては、前条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第十三条の五の次に次の一条を加える。

(国際捜査室)

第十三条の六 組織犯罪対策課に国際捜査室を附置する。

2 国際捜査室においては、第十三条の四第六号に掲げる事務をつかさどる。

第十六条の第三第一項中「、山梨県警察暴走族対策室(以下「暴走族対策室」という。))」を「暴走族対策室」に改める。

第二十二条及び第二十三条の二中「少年対策室、ハイテク犯罪対策室」を「生活安全対策室、生活安全捜査室」に、「銃器薬物対策室」を「少年サポートセンター」に、「暴力団対策室」を「組織犯罪捜査室、国際捜査室」に改める。

第三十二条第二項中「及び刑事第二課」を「、刑事第二課及び組織犯罪対策課」に改める。

第三十七条第一項中「七五人」を「七七人」に、「一五四人」を「一五六人」に、「四三七人」を「四四六人」に、「四五一人」を「四六一人」に、「四六七人」を「四七五人」に、「一、五八五人」を「一、六一五人」に、「一、八八二人」を「一、九二二人」に改め、同条第二項中「五一〇人」を「五三九人」に、「七二〇人」を「七三九人」に、「一、〇七五人」を「一、〇七六人」に、「一、一七二人」を「一、一七三人」に、「一、五八五人」を「一、六一五人」に、「一、八八二人」を「一、九二二人」に改める。

別表第一生活安全企画の部を次のように改める。

生活安全企画	企画調整	生活安全	生活安全第一	生活安全第二	安全広報	サイバー犯罪対策	生活安全捜査第一	生活安全捜査第二	生活安全捜査第三
	営業								

別表第一生活保安の部を次のように改める。

庶務

少年サポートセンター		少年		
所長補佐		少年事件捜査		
少年補導	少年相談	三 少年事件捜査第	二 少年事件捜査第	一 少年事件捜査第
		企画・指導		

別表第一捜査第二の部暴力団対策室の款を削り、同表国際対策の部を次のように改める。

組織犯罪捜査室					組織犯罪対策			
二 組織犯罪捜査第		一 組織犯罪捜査第			情報分析・指定		企画・指導	庶務
五 組織犯罪捜査第	四 組織犯罪捜査第	三 組織犯罪捜査第	二 組織犯罪捜査第	一 組織犯罪捜査第	情報指定	情報分析	企画・指導	庶務

国際捜査室		国際捜査				六 組織犯罪捜査第
通	国際捜査第四	国際捜査第三	国際捜査第二	国際捜査第一	六	組織犯罪捜査第

別表第二甲府の部生活安全の項中

に改め、同部刑事第二の項中「暴力犯」を「組織犯罪対策」に改め、同表南甲府の部生

活安全の項中

少年	保安
----	----

少年	保安・生活経済
----	---------

に改め、同部刑事第一

の項中

強行犯	鑑識
-----	----

知能犯

に改め、同部中

刑事

第二

知能犯	暴力犯
-----	-----

を

組織犯罪対策		刑事第二		
二 組織犯罪対策第	一 組織犯罪対策第	鑑識	強行犯第二	強行犯第一

に改め、同表

富士吉田の部生活安全の項中「保安」を「少年」に改め、同部刑事第二の項中「暴力犯」を「組織犯罪対策」に改め、同表笛吹の部生活安全の項中「保安」を「少年」に改め

、同部刑事の項中

捜査第一	捜査
捜査第二	組織犯罪対策

を 知能犯 に改める。

別表第三南甲府警察署の部右左口警察官駐在所の項中「東八代郡中道町下向山一八九二八」を「東八代郡中道町右左口一三三一」に改め、同表日下部警察署の部牧丘警察官駐

在所の項中

東山梨郡牧丘町 窪平二六七の三	東山梨郡牧丘町のうち 窪平、隼、室伏、千野々宮、杣口、成沢、城古寺
--------------------	--------------------------------------

を 平山

梨市牧丘町窪二六七の三

山梨市のうち 牧丘町窪平、牧丘町隼、牧丘町室伏、牧丘町千野々宮、牧丘町杣口、牧丘町成沢、牧丘町城古寺

に改め、同部牧平警察官駐

在所の項中

東山梨郡牧丘町 牧平四六〇の一	東山梨郡牧丘町のうち 牧平、北原、西保中、西保下、倉科、柳平
--------------------	-----------------------------------

を 平山

梨市牧丘町牧四六〇の一

山梨市のうち 牧丘町牧平、牧丘町北原、牧丘町西保中、牧丘町西保下、牧丘町倉科、牧丘町柳平

に改め、同部三富警察官駐

在所の項中

東山梨郡三富村 下釜口二五八の四	東山梨郡三富村
---------------------	---------

を 山

梨市三富下釜二五八の四	山梨市のうち 三富上柚木、三富下荻原、三富徳和、三富川浦、三富上釜口
-------------	---------------------------------------

に改め、同表都留警察署の

部秋山警察官駐在所の項中

南都留郡秋山村 七〇九二の四	南都留郡秋山村
-------------------	---------

を

上野原市秋山七〇九二の四

上野原市のうち 秋山

に改め、同

表富士吉田警察署の部山中湖交番の項を削り、同部忍野警察官駐在所の項の次に次のように加える。

山中湖警察官駐在所	南都留郡山中湖村 平野五〇六の二九六	南都留郡山中湖村
-----------	-----------------------	----------

別表第三上野原警察署の部中「北都留郡上野原町」を「上野原市」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に一号を加える改正規定及び第六条の四第二項の改正規定 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）附則第一項第二号に規定する規則で定める日
- 二 別表第三日下部警察署の部牧丘警察官駐在所の項、牧平警察官駐在所の項及び三富警察官駐在所の項、都留警察署の部秋山警察官駐在所の項並びに上野原警察署の部の改正規定 公布の日

山梨県公安委員会規則第七号

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成九年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第一号様式の注2中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第三号様式の注中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第四号様式及び第五号様式中「梨公発（生企）発 第 号」を「梨公発（少事）発 第 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四号様式及び第五号様式の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。